

令和 7 年度

仕 様 書

事 業 名 : 【補助】 公共施設災害復旧事業

工 事 場 所 : 竹原市田ノ浦

工 事 名 : 普通河川田ノ浦川河川災害復旧工事(第 37 号)(その 2)

工 事 概 要 : L=9.5m

土工 N=1 式

コンクリートブロック積 A=22m²

小口止工 N=3 か所

すり付け工 N=1 式

【添付書類】

- ☐ 特記仕様書
 - ☐ 工事数量総括表
 - ☐ 図面
- 等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、普通河川田ノ浦川河川災害復旧工事(第37号)(その2)に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ・特記仕様書（共通事項）（令和7年2月）広島県
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
・その他関連規格類

第2節 災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、主任技術者等の兼務制限の緩和については竹原市ホームページに掲載している。
<https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/zaiseika/gvomuannai/3/kensetsukonsaru/2/1619.html>

第3節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第4節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 3 実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
- 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出量の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
 - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
 - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第5節 不可抗力による損害について
本工事は、建設工事請負契約約款第29条第4項の「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」に該当する。

第2章 材料

第1節 大型土のう
本工事は、大型土のうを使用する工事であり、特記仕様書（共通事項）第2章 材料 第3節 大型土のう に規定する「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル については、「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル（第2回改訂版）に読み替えるものとする。

1 購入土（搬入） （建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）
本工事では、6.0m3（はぐし）の土砂購入を見込んでいる。

(1) 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

(2) (1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。

(3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

当該工事に使用する土砂の購入先については、次の購入先条件を想定している。

運搬距離	6.3キロメートル
受入費用	500円／m3

第2節 化粧型枠
本工事で使用する化粧型枠については、2,630円/㎡の単価を見込んでいる。

第3章 施工条件

第1節 盛土
1 流用土 （工区内流用）
本工事の施工により発生する土のうち、2.0m3（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

第2節 建設副産物
1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）（指定処分（A））
当該工事に発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所	リフレ建設発生土受入地竹原（竹原市小梨町字小吹山2055）
運搬距離	1.8キロメートル
受入費用	3,000円／m3

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

2 Co殻・As殻処分
当該工事に発生するCo殻・As殻の処分先については、次の処分先条件を想定している。

【Co殻】

運搬距離	10.8キロメートル
受入費用	1,300円／t

【As殻】

運搬距離	4.4キロメートル
受入費用	1,500円／t

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
築堤・護岸		式		1	レベル1
河川土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂, 小規模】 【障害無】	m3		20	レベル4
盛土工		式		1	レベル3
路体(築堤)盛土	【施工幅員2.5m未満】	m3		0.8	レベル4
法面整形工		式		1	レベル3
法面整形(切土部)	【現場制約無, 土砂】	m2		20	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
法覆護岸工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
Coブロック工(Coブロック積)		式		1	レベル3
コンクリートブロック基礎	【18N, 底幅430, 高さ250】	m		8.6	レベル4
コンクリートブロック積	【粗面ブロック】	m2		22	レベル4
胴込・裏込材(碎石)	【RC-40】	m3		11	レベル4
天端コンクリート	【18N】	m3		0.5	レベル4
小口止コンクリート	【18N】	m3		2	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0002

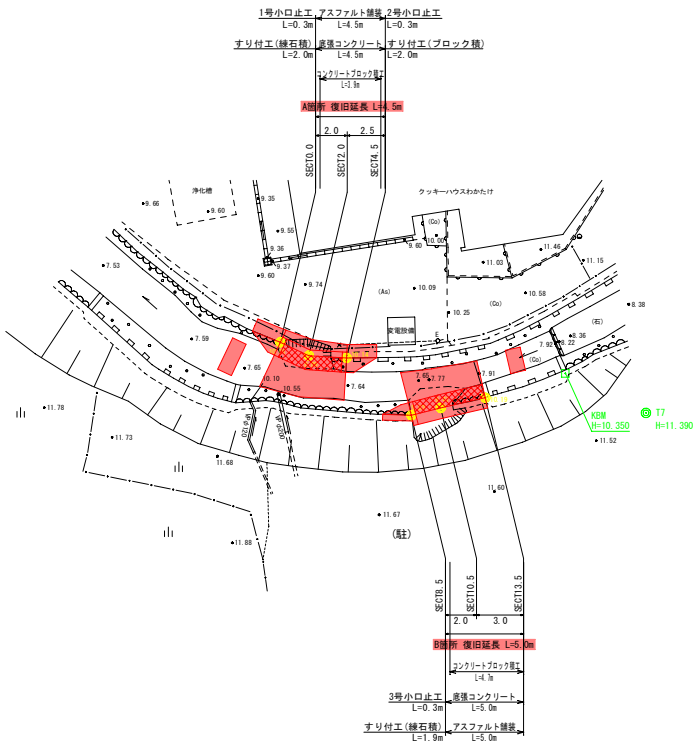
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
雑工(すりつけ工)		式		1	レベル3
石積	【玉石】	m2		7	レベル4
胴込・裏込コンクリート		m3		0.9	レベル4
コンクリートブロック積	【すりつけ工】	m2		4	レベル4
底張工		式		1	レベル3
底張コンクリート	t=200	m3		4	レベル4
均しコンクリート	t=100	m3		2	レベル4
構造物撤去工		式		1	レベル2
構造物取壊し工		式		1	レベル3
コンクリート構造物取壊し	【無筋構造物, 機械施工】	m3		1	レベル4
舗装版切断	【As舗装版, 舗装版の全体厚15cm以下】	式		1	レベル4
舗装版破碎	【As舗装版, 舗装版厚5cm】	m2		5	レベル4
運搬処理工		式		1	レベル3
舗装		式		1	レベル1
舗装工		式		1	レベル2
アスファルト舗装工		式		1	レベル3
上層路盤(車道・路肩部)	【RM-30, 仕上り厚100】	m2		3	レベル4
表層(車道・路肩部)	【再生密粒度As, 舗装厚50, 平均幅員1.4m未満】	m2		3	レベル4

位置図



平面図

S=1:250



● T8
H=13.369

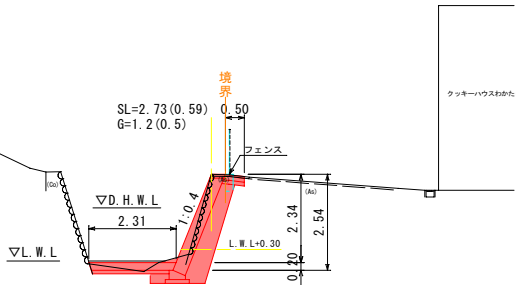


横断面図

S=1:100

A箇所
SECT0.0

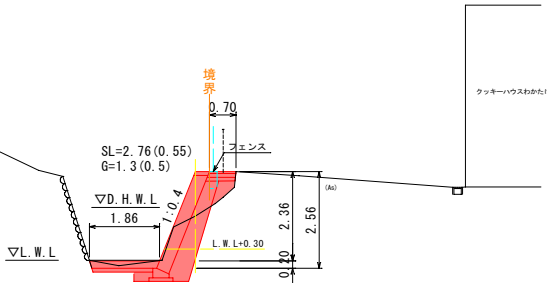
盛土 (W<2.5m)=0.0
掘削=1.7 (0.3)
切土法面整形=2.7 (0.9)
床掘=1.1 (1.1)
埋戻=0.1 (0.1)
撤去工 (Br)=0.0
撤去工 (As)=0.9



DL=5.00

A箇所
SECT2.0

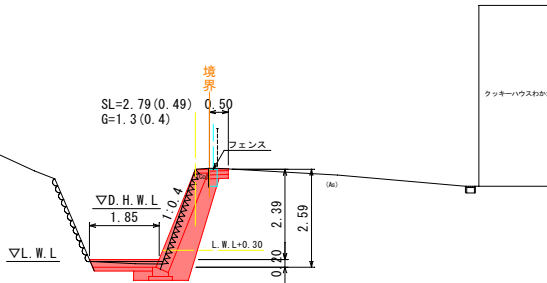
盛土 (W<2.5m)=0.2
掘削=1.0 (0.3)
切土法面整形=2.1 (0.9)
床掘=1.1 (1.1)
埋戻=0.1 (0.1)
撤去工 (Br)=0.0
撤去工 (As)=0.0



DL=5.00

A箇所
SECT4.5

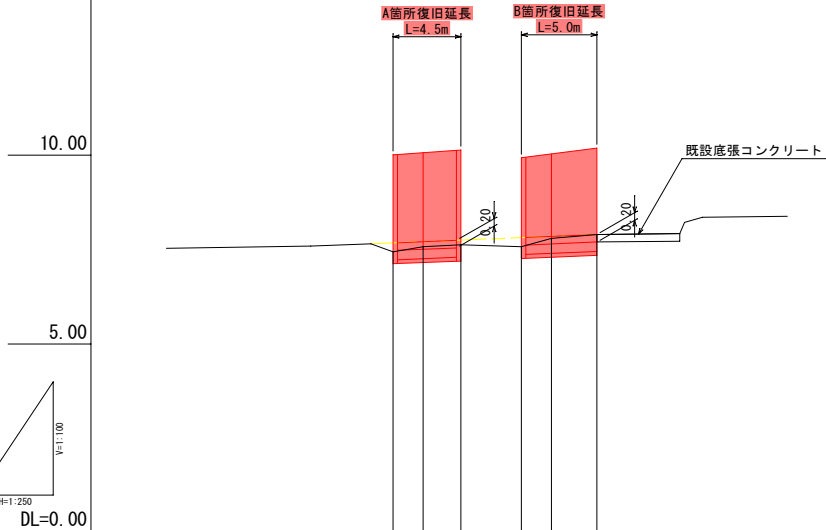
盛土 (W<2.5m)=0.0
掘削=1.9 (0.2)
切土法面整形=2.8 (0.8)
床掘=1.0 (1.0)
埋戻=0.1 (0.1)
撤去工 (Br)=1.0
撤去工 (As)=0.5



DL=5.00

縦断面図

H=1:250
V=1:100



勾配図					
護岸天端高	10.01	10.07	10.14	9.93	10.19
平均河床高	7.67	7.71	7.75	7.82	7.90
最深河床高	7.44	7.58	7.63	7.58	7.90
基礎工天端高	7.47	7.51	7.55	7.62	7.70
追加距離	0.000	2.000	4.500	8.500	13.500
点間距離	0.000	2.000	2.500	4.000	3.000
測点	SECT0.0	SECT2.0	SECT4.5	SECT8.5	SECT10.5

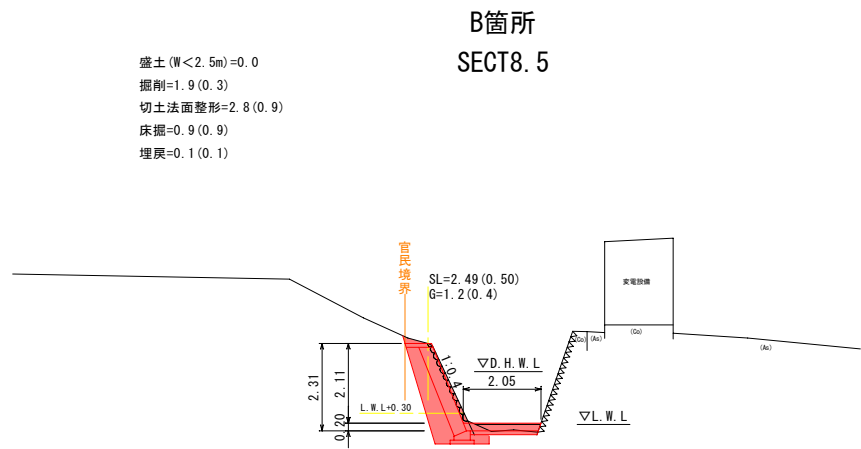


工事番号 37

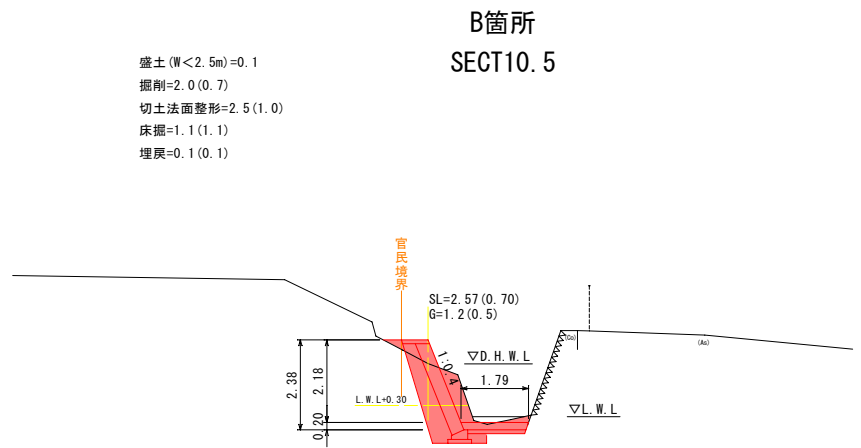
工事名	河川災害復旧工事 普通河川 田ノ浦川(大ノ城1号橋下)		
図面名	計画図		
作成年月日	令和 6年 7月		
縮尺	図示	図面番号	1 / 3
会社名	株式会社セトウチ		
事業者名	竹原市		

横断面図
S=1:100

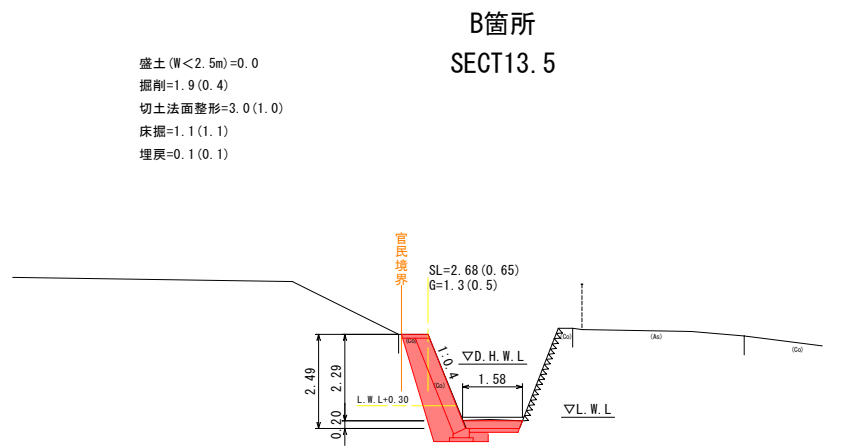
展開図
S=1:100



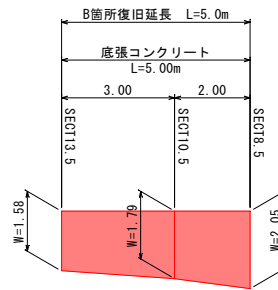
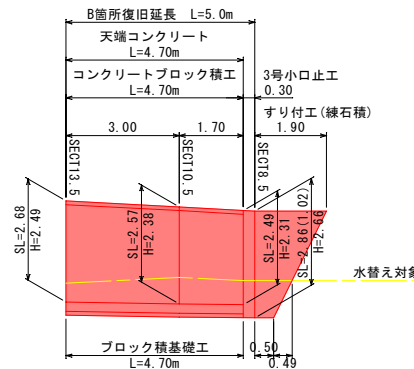
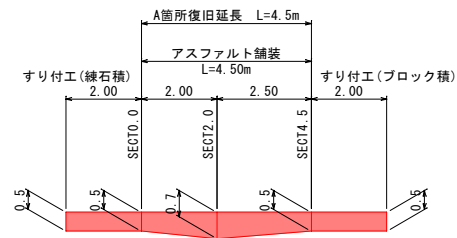
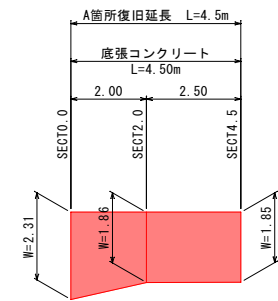
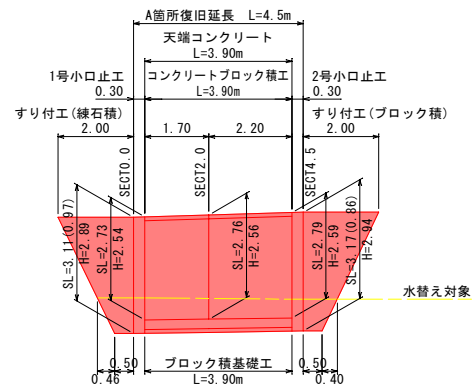
DL=5.00



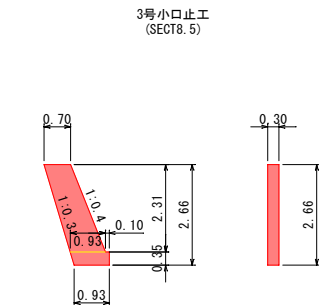
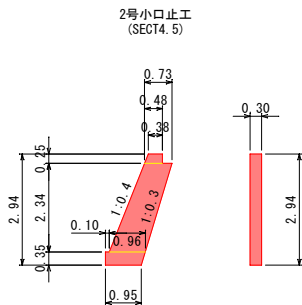
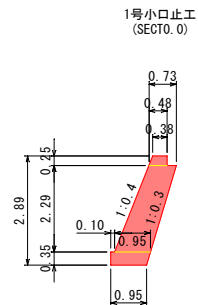
DL=5.00



DL=5.00



小口止工



材料表			1箇所当り
名 称	規 格	数 量	
コンクリート	18N/mm2	0.71	m3
一般型枠		4.87	m2
化粧型枠		0.82	m2

材料表			1箇所当り
名 称	規 格	数 量	
コンクリート	18N/mm2	0.73	m3
一般型枠		4.98	m2
化粧型枠		0.84	m2

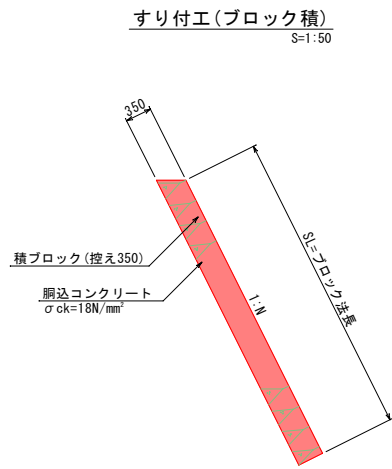
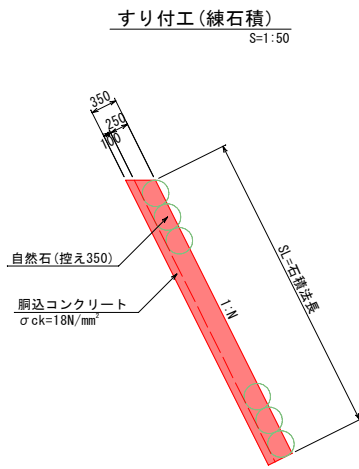
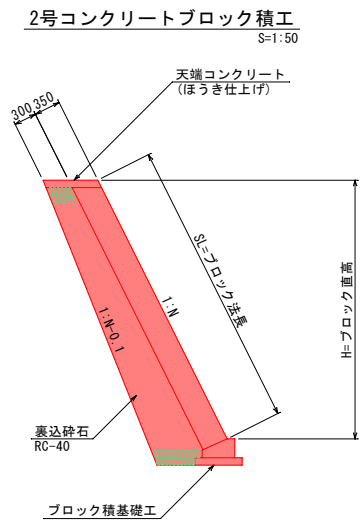
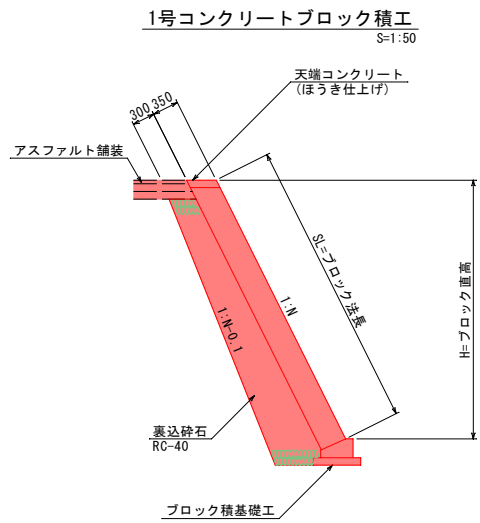
材料表			1箇所当り
名 称	規 格	数 量	
コンクリート	18N/mm2	0.67	m3
一般型枠		4.56	m2
化粧型枠		0.75	m2



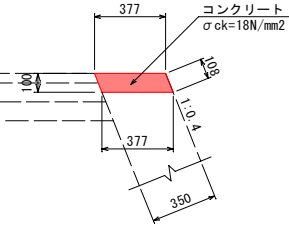
工事番号 37

工事名	河川災害復旧工事 普通河川 田ノ浦川(大ノ城1号橋下)		
図面名	計画図		
作成年月日	令和 6年 7月		
縮尺	図示	図面番号	2 / 3
会社名	株式会社セトウチ		
事業者名	竹原市		

構造図

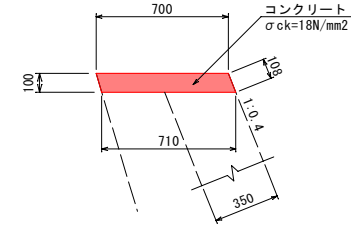


1号天端コンクリート
S=1:20



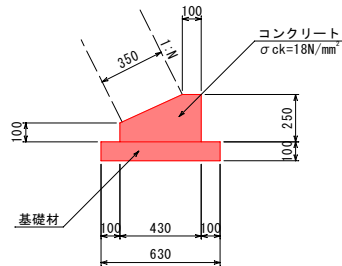
材料表 10m当り			
名 称	規 格	数 量	
コンクリート	18N/mm2	0.38	m3

2号天端コンクリート
S=1:20



材料表 10m当り			
名 称	規 格	数 量	
コンクリート	18N/mm2	0.71	m3

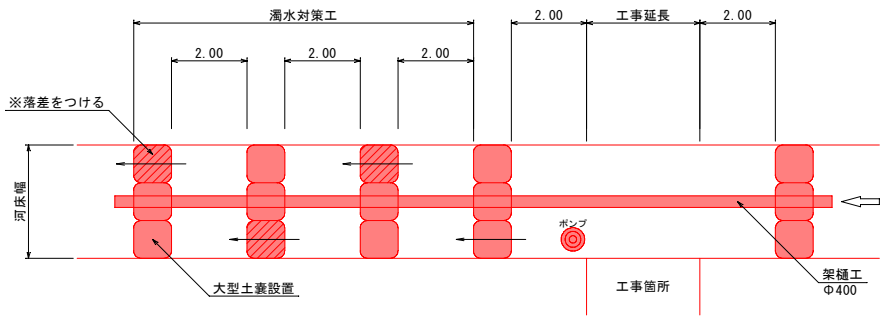
ブロック積基礎工
S=1:20



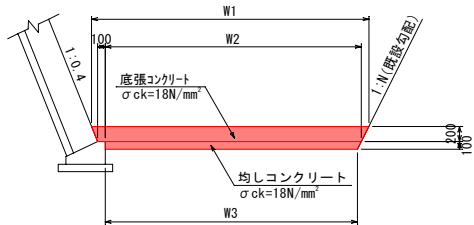
材料表 10m当り			
名 称	規 格	数 量	
コンクリート	18N/mm2	0.828	m3
型 枠		3.50	m2
基 礎 材	RC-40	6.30	m2

参考図

仮締切工・濁水処理工
S=1:100



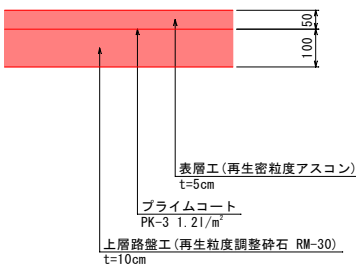
底張コンクリート
S=1:50



Aヶ所材料表 1m当り					
SECT	底張上面幅 (W1)	底張下面幅 (W2)	底面幅 (W3)	コンクリート	均しコン
0.0	2.31m	2.06m	2.03m	0.45m3	0.20m3
2.0	1.86m	1.62m	1.59m	0.36m3	0.16m3
4.5	1.85m	1.58m	1.54m	0.35m3	0.16m3

Bヶ所材料表 1m当り					
SECT	底張上面幅 (W1)	底張下面幅 (W2)	底面幅 (W3)	コンクリート	均しコン
8.5	2.05m	1.81m	1.77m	0.40m3	0.18m3
10.5	1.79m	1.54m	1.50m	0.34m3	0.15m3
13.5	1.58m	1.33m	1.29m	0.30m3	0.13m3

アスファルト舗装
S=1:10



工事番号 37

工事名	河川災害復旧工事 普通河川 田ノ浦川(大ノ城1号橋下)		
図面名	計画図		
作成年月日	令和 6年 7月		
縮尺	図示	図面番号	3 / 3
会社名	株式会社セトウチ		
事業者名	竹原市		